

## 令和2年度（第10期）事業報告

### I 法人運営管理

#### 1. 総会

##### 【令和2年度定時総会】

令和2年6月22日 於 兵庫県農業会館11階111号会議室  
報 告

報告事項1 令和元年度（第9期）事業報告について  
議 事

第1号議案 令和元年度財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書）及  
び附属明細書並びに財産目録の承認について

第2号議案 役員の補欠選任について

第3号議案 令和2年度役員の報酬について

第4号議案 令和2年度経費の負担及び徴収方法について

第5号議案 附帯決議について

##### 【令和2年度臨時総会】

令和3年3月26日 於 兵庫県農業会館6階全農兵庫県本部会議室  
議 事

第1号議案 役員の補欠選任について

#### 2. 理事会

##### 【第1回理事会】

令和2年6月3日 於 兵庫県農業会館11階111号会議室  
報 告

(1) 会長及び専務理事の職務の執行状況について

(2) 肉用牛肥育経営安定交付金制度について

議 事

(1) 令和元年度（第9期）事業報告について

(2) 令和元年度財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書）及び附属  
明細書並びに財産目録について

(3) 役員の補欠選任について

(4) 令和2年度役員の報酬について

(5) 令和2年度経費の負担及び徴収方法について

(6) 肉用子牛生産者補給金制度について

(7) 令和2年度定時総会の日時及び場所、議案等について

## 【第2回理事会】

令和3年3月10日 於 兵庫県農業会館6階全農兵庫県本部会議室  
報 告

(1) 令和2年度(第10期)事業執行状況並びに会長及び専務理事の職務の執行状況について

### 議 事

(1) 役員の補欠選任について

(2) 令和2年度補正予算(案)について

(3) 令和3年度事業計画(案)、収支予算(案)並びに資金調達及び設備投資の見込みについて

(4) 借入金最高限度額並びに借入先について

(5) 余裕金預入れ先について

(6) 肉用子牛生産者補給金制度について

(7) 肥育肉用牛価格安定対策事業について

(8) 家畜衛生指導事業について

(9) 令和2年度臨時総会の日時及び場所、議案等について

## 3. 監事会

令和2年5月29日 於 兵庫県農業会館10階104号室

令和元年度財務諸表(貸借対照表、正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録、令和元年度事業報告の内容について監査を受け、適正であると認められた

## 4. 会員の状況

区分	期首	入会	脱退	期末
正会員	43	0	0	43
賛助会員	2	0	0	2
計	45	0	0	45

賛助会員の株式会社微生物化学研究所は、ささえあ製薬株式会社に変更となった

## II 公益目的事業

### 1 畜産に関する生産の振興に関する事業（公1）

#### 1. 畜産農家生産・経営技術支援指導事業

（定款第4条第1号、第7号、第8号）

県内畜産農家等の生産・経営技術の向上を図るため、畜産農家の経営支援並びに情報提供を行った

(1) 畜産農家等に対する経営診断等による生産・経営技術支援指導を実施した

##### ① 個別支援指導 実施件数

区分	経営診断 改善指導	経営管理 技術指導	生産技術 指 導	フォロー アップ指導	計
酪農	1			2	3
肉用牛	2	2	2	1	7
養豚			2		2
採卵鶏			2	2	4
ブロイラー					
その他					
計	3	2	6	5	16

##### ② 畜産コンサルタントの設置

区分	人員	職種等
総括畜産コンサルタント	3	
畜産コンサルタント	3	
非常勤畜産コンサルタント	33	県職員20、団体職員9、学識経験者4
畜産シニアコンサルタント	1	

(2) 畜産農家等の支援指導を効果的かつ効率的に行うためにコンピュータ関連機器の整備（ノートブック型パソコン）

(3) 畜産農家に対する効率的・効果的な支援指導を行うため、畜産経営に関する情報の蓄積・インターネットの兵庫県ホームページ(ひょうごのちくさん広場)において県内の畜産関連情報を広く提供した

(4) 畜産技術者向け情報誌 「畜産技術ひょうご」(第137号から139号まで3回)の発行、Eメール、インターネットによる配信

#### 2. 肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業、家畜市場の簡易な整備支援事業）（定款第4条第1号）

中核的担い手の優良な繁殖雌牛の増頭支援、遺伝的に多様な系統群の確保による改良に必要な繁殖雌牛の導入、地域の改良に必要な優良繁殖雌牛の導入、繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備、高齢化等に対処する肉用牛

ヘルパー組織への支援、家畜市場の簡易な整備支援等を実施することにより、地域生産基盤の拡大、畜産経営安定化の実現のために助成した

(1) 肉用牛生産基盤強化対策事業

① 中核的担い手育成増進推進

地域の中核的担い手が計画的に優良な繁殖雌牛を増頭した場合に、増頭実績に応じた奨励金を交付した

② 遺伝的多様性に配慮した改良基礎確保

遺伝的に多様な系統群の確保による改良に必要な繁殖雌牛の導入に対して奨励金を交付した

③ 優良繁殖雌牛導入支援

地域の改良に必要な優良繁殖雌牛の導入を通じて改良基盤を維持するため、導入計画に基づき生産者集団等への奨励金を交付した

④ 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備

肉用牛経営の育成及び繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎の整備、施設の改造に必要な資材の支給及び機器器材の導入に要する経費を助成した

⑤ 肉用牛ヘルパー推進

肉用牛ヘルパー組合が実施する事業に要する経費、利用促進費について助成した

⑥ 肉用牛振興推進指導

①から⑤の事業を円滑に実施するための会議の開催、事業の推進指導を実施するとともに、生産基盤の拡大、畜産経営安定化の実現のための支援を実施した

(2) 家畜市場の簡易な整備支援事業

家畜市場において家畜の脱走が発生した場合、円滑な市場運営に支障が生じることを踏まえ、家畜の脱走を未然に防止するため整備に要する経費を助成した

3. 優良肉用子牛生産推進緊急対策事業（定款第4条第1号）

肉用子牛の飼養頭数を維持するため、畜舎の環境改善や疾病の防止を通して経営改善に取り組む肉用子牛生産者に対し奨励金を交付する事業であるが、本年度の交付はなかった

4. 畜産経営技術指導事業（地域畜産支援指導等体制強化）

（定款第4条第1号）

兵庫県畜産の振興を図るため、県の支援を受けて地域畜産支援指導等の体制強化を図った

(1) 畜産経営の支援体制の強化

- (2) 地域畜産の活性化、安全かつ安定的な食の提供
- (3) 馬事普及啓発の推進体制の強化

5. 畜産特別資金等推進指導事業（定款第4条第1号）

畜産特別資金等借入者の経営改善指導を行い、事業の円滑な推進を図るとともに、県内において地域の経営状況等の把握により畜産経営の向上を図った

- (1) 県支援推進協議会の開催
- (2) 融資機関への指導・助言
- (3) 経営改善計画の作成・見直し及び達成指導
- (4) (1) から (3) を円滑に実施するための会議への出席、事業の推進事務

6. 畜産女性経営者育成強化事業（畜産女性経営者の地域育成支援事業）

（定款第4条第1号）

畜産経営における中核的役割への女性参画と女性の地位向上を図るために、畜産経営研修会や経営者間の連携強化を促すことで女性自身の経営・飼養管理能力の向上を図った

7. 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（全国推進事業）

（定款第4条第9号）

畜産クラスターに係る取組みを全国で推進するために必要な情報を得るため、先進的な経営体等を対象に経営内容の実態調査を行った

8. 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）に係る業務

（定款第4条第1号）

畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、施設整備との一体性も確保しつつ、収益力の強化等に必要な機械の導入を支援することとしており、その事業の一部について、事業実施主体である（公社）中央畜産会より県段階の事業諸手続等の窓口団体として実施した

9. 畜産経営体生産性向上対策事業（ICT化等機械装置導入事業）

（定款第4条第1号）

畜産ICT化応援計画に基づき、労働負担軽減経営体がICTに対応した機械装置を導入する場合に、取得に必要な費用の一部を補助した

10. 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（定款第4条第1号）

酪農経営者の労働負担軽減に資する省力化機械装置の導入と一体的な施設の整備並びに集合施設で搾乳などに関する作業を共同で省力的に行うモデル的な

取組を支援した

- 1 1. 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（肥育生産支援事業）  
（定款第4条第1号）

肥育体質の強化を図るために肥育牛経営強化計画を策定した肥育経営体に対して出荷頭数に応じた奨励金を交付した

- 1 2. 畜産近代化リース協会貸付事業指導等事業（定款第4条第1号）

公益財団法人畜産近代化リース協会の貸付物件の現地調査及び貸付農家に対する経営・技術指導を行った

調査・確認基数 32基

- 1 3. 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業）  
（定款第4条第1号）

輸出の拡大に向けて和牛の増産を推進するため、畜産クラスター計画に基づき、優良な繁殖雌牛を増頭した経営体に実績に応じた奨励金を交付した

## 2 畜産経営の安定のための価格差補てん金の交付に関する事業（公2）

### 1. 肉用子牛生産者補給金制度事業（定款第4条第2号）

肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、牛肉の輸入自由化による価格低落等の影響が最終的に転嫁される肉用子牛生産者に対し、価格の低落時に補給金を交付し、肉用子牛の再生産を安定確保し食肉に係る畜産の健全な発展を図った

(1) 事務委託先14団体、加入農家1,085戸

(2) 個体登録頭数 (単位：頭)

区分	黒毛和種	褐毛和種	その他 肉専用種	乳用種	交雑種	計
頭数	9,885	0	1	62	1,034	10,982

(3) 肉用子牛生産者積立金造成状況 (単位：頭、円)

区分	契約 頭数	積立 単価	積立額	負担区分		
				農畜産業 振興機構	県	生産者
黒毛和種	2,428	1,200	2,913,600	1,456,800	728,400	728,400
	7,457	1,600	11,931,200	5,965,600	2,982,800	2,982,800
	計		14,844,800	7,422,400	3,711,200	3,711,200
褐毛和種	0	4,600	0	0	0	0
	0	6,000	0	0	0	0
	計		0	0	0	0
その他肉専用種	1	12,400	12,400	6,200	3,100	3,100
	0	18,800	0	0	0	0
	計		12,400	6,200	3,100	3,100
乳用種	25	6,400	160,000	80,000	40,000	40,000
	37	6,800	251,600	125,800	62,900	62,900
	計		411,600	205,800	102,900	102,900
交雑種	354	2,400	849,600	424,800	212,400	212,400
	680	3,200	2,176,000	1,088,000	544,000	544,000
	計		3,025,600	1,512,800	756,400	756,400
合計	10,982	—	18,294,400	9,147,200	4,573,600	4,573,600

契約生産者の1頭当たりの積立金額

(単位：円)

区分		黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	肉専用種以外の品種	
					乳用種	交雑種
生産者積立 負担金単価	1～3月	300	1,150	3,100	1,600	600
	4～12月	400	1,500	4,700	1,700	800

(4) 指定肉用子牛の保証基準価格、合理化目標価格ならびに平均売買価格

(単位：円/頭)

区分	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	肉専用種以外の品種	
				乳用種	交雑種
保証基準価格	541,000	498,000	320,000	164,000	274,000
合理化目標価格	429,000	395,000	253,000	110,000	216,000
第4四半期 (1～3月)	718,900	583,500	243,900	249,100	425,400
第1四半期 (4～6月)	620,700	557,500	—	238,200	340,500
第2四半期 (7～9月)	654,800	567,400	—	241,000	332,000
第3四半期 (10～12月)	740,100	690,300	—	256,400	369,700

※その他の肉専用種については、令和2年度第1四半期より、算定期間が4～3月の1年となった

## (5) 補給金交付状況

(単位：円、頭)

区分		黒毛 和種	褐毛 和種	その他の 肉専用種	乳用種	交雑種	合計
第4四半期 (1～3月)	単価	0	0	75,190	0	0	—
	頭数	0	0	1	0	0	1
	金額	0	0	75,190	0	0	75,190
第1四半期 (4～6月)	単価	0	0	0	0	0	—
	頭数	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0
第2四半期 (7～9月)	単価	0	0	0	0	0	—
	頭数	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0
第3四半期 (10～12月)	単価	0	0	0	0	0	—
	頭数	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0
合計	単価	—	—	—	—	—	—
	頭数	0	0	1	0	0	1
	金額	0	0	75,190	0	0	75,190

## 2. 肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業（定款第4条第2号）

## (1) 肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業

肉用子牛生産者補給金制度の円滑かつ適正な実施体制の確保及び肉用子牛の取引情報等を収集することにより肉用子牛生産の安定及び肉用牛経営の安定的発展を図った

## ① 制度運営適正化推進事業

## ② 指定協会調査指導事業

調査指導委嘱員 2名

調査指導委嘱団体 1団体（全国和牛登録協会兵庫県支部）

## (2) 指定協会運営体制支援事業

肉用子牛生産者補給金制度の円滑な実施体制を確保するため、県知事の指定を受けた協会の運営体制の強化を図った

#### 4. 肉用牛肥育経営安定交付金制度事業（定款第4条第3号）

畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉用牛生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付することにより、肉用牛肥育経営の安定を図った

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立てによる基金から支出）した

事務委託先13団体、加入農家156戸

(1) 推進会議の開催

(2) 事業の普及・啓発活動

(3) 調査及び指導

(4) 個体登録頭数

(単位：頭)

区分	肉専用種	交雑種	乳用種	計
頭数	14,824	3,709	497	19,030

(5) 生産者負担金納入状況

(単位：頭、円)

品種区分	登録肉用牛 頭数	生産者負担金 単価	生産者負担金 積立額（相殺額）
肉専用種	11,490		682,863,205
交雑種	2,368		62,678,262
乳用種	317		3,361,645
計	14,175	—	748,903,112

令和2年4月納付分から、交付金交付時点まで納付を猶予し、交付金単価の1/4相当額を負担金として相殺し、国費分3/4のみを交付（実質免除）

## (6) 肉用牛交付金交付状況

(単位：頭、円)

区分		肉専用種	交雑種	乳用種	合計
令和2年 1月期精算払	単価	—	—	4,000.0	—
	頭数	0	0	36	36
	金額	0	0	144,000	144,000
令和2年 2月期	単価	—	24,121.8	35,319.2	—
	頭数	0	283	35	318
	金額	0	6,826,462	1,376,170	8,202,632
令和2年 3月期	単価	295,418.7	116,715.6	54,562.5	—
	頭数	870	255	41	1,166
	金額	257,014,226	29,762,470	2,237,061	289,013,757
令和2年 4月期	単価	472,144.5	148,130.0	52,145.1	—
	頭数	1,110	301	41	1,452
	金額	524,080,362	44,587,150	2,137,948	570,805,460
令和2年 5月期	単価	409,245.8	146,220.3	46,925.1	—
	頭数	1,045	246	34	1,325
	金額	431,841,815	35,970,183	1,595,452	469,407,450
令和2年 6月期	単価	302,789.7	190,413.9	48,078.9	—
	頭数	1,191	259	41	1,491
	金額	360,622,488	49,317,190	1,971,233	411,910,911
令和2年 7月期	単価	311,761.8	180,387.9	39,031.2	—
	頭数	1,252	311	37	1,600
	金額	390,325,728	56,100,625	1,444,152	447,870,505
令和2年 8月期	単価	300,686.4	153,076.5	51,616.8	—
	頭数	880	309	40	1,229
	金額	264,603,988	47,300,633	2,064,671	313,969,292
令和2年 9月期	単価	278,422.0	163,894.5	39,206.7	—
	頭数	1,085	309	37	1,431
	金額	302,109,570	50,643,394	1,450,646	354,203,610
令和2年 10月期	単価	144,727.2	131,468.4	37,969.2	—
	頭数	1,167	341	41	1,549
	金額	164,228,605	43,466,718	1,392,735	209,088,058
令和2年 11月期	単価	76,794.3	79,365.6	38,144.7	—
	頭数	1,607	376	44	2,027
	金額	116,980,400	28,337,458	1,502,366	146,820,224

区分		肉専用種	交雑種	乳用種	合計
令和2年 12月期	単価	78,165.9	29,124.9	38,791.8	—
	頭数	1,362	417	24	1,803
	金額	106,461,896	12,145,076	931,001	119,537,973
令和3年 1月期概算	単価	75,365.6	19,405.4	39,958.7	
	頭数	781	291	35	1,107
	金額	58,860,497	5,646,964	1,398,554	65,906,015
合計	頭数	12,350	3,698	486	16,534
	金額	2,977,129,575	410,104,323	19,645,989	3,406,879,887

積立金基金が払底した肉専用種並びに全品種負担猶予牛については、交付金単価のうち国費分にあたる3/4のみを交付

#### 4. 肥育肉用牛価格安定対策事業（定款第4条第3号）

但馬牛・神戸ビーフの安定的な生産・供給を促進するため、牛枝肉価格の変動により生ずる損失に対して、生産者、農協等が造成した基金から補てん金を交付し、但馬牛肥育の奨励並びに地域一貫生産体制の強化を図った

##### (1) 補てん準備金の造成状況 (単位：円)

区分	金額	負担区分			備考
		加入農家	加入農協等	全農県本部等	
導入積立金	3,049,500	2,247,000	401,250	401,250	321頭
販売積立金	0	0	0	0	0頭
計	3,049,500	2,247,000	401,250	401,250	

##### (2) 加入状況 (単位：頭)

区分	R2.4.1現在 加入頭数	導入頭数	販売頭数	事故頭数	R3.3.31現在 加入頭数
頭数	1,932	321	351	2	1,900

## (3) 補てん金交付額

(単位：頭、円)

月	標準 取引価格	上限 基準価格	下限 基準価格	マルキン 補填	補てん 金額	1頭当たり 補てん額	販売 頭数	補てん 金額
1	3,335	3,665	3,424	有	71	29,476	20	589,200
2	3,134	3,875	3,634	有	400	165,600	16	2,649,600
3	2,853	3,715	3,474	有	0	0	19	0
4	2,390	3,955	3,722	有	493	164,859	21	1,980,300
5	2,723	3,609	3,173	有	0	0	15	0
6	2,922	4,007	3,774	有	309	103,329	23	3,920,400
7	2,867	4,032	3,799	有	380	127,072	46	5,844,800
8	2,867	4,112	3,879	有	480	160,512	20	3,210,000
9	2,860	4,150	3,917	有	558	186,595	32	6,168,300
10	3,004	3,867	3,634	有	338	113,027	32	3,616,500
11	3,150	3,675	3,442	有	162	54,172	64	3,466,500
12	3,134	3,869	3,663	有	389	130,081	40	3,048,000
令和2年(1~12月)計							348	34,493,600
1	3,160	3,819	3,586				22	
2	3,082	3,791	3,558				15	
3	3,040	3,539	3,306				21	
令和2年度(4~3月)計							351	0

標準枝肉重量：418kg（昨年度414kg） 補てん率：0.8

## 5. 養豚経営安定対策事業に係る連絡調整業務（定款第4条第4号）

養豚経営安定対策事業を円滑に実施するため、養豚経営者に対して事業の周知を行う

- (1) 事業の周知
- (2) 事業の適正な実施を図るための連絡調整等

### 3 家畜の伝染性疾病の予防、生産衛生に関する事業（公3）

#### 1. 牛疾病検査円滑化推進対策事業（定款第4条第5号）

##### （1）死亡牛検査処理安定化対策

死亡牛について、その発生場所から化製場までの適切な管理・輸送の促進と死亡牛の適正な処理体制を支援し、死亡牛の円滑な処理の安定化を図った死亡牛頭数236頭（96月齢以上等）

##### （2）死亡牛検査支援対策

牛海綿状脳症特別措置法に規定するサーベイランスとして、兵庫県が行う死亡牛BSE検査が行われるように生産者を支援した

##### （3）牛のブルセラ病・結核病検査支援対策

牛のブルセラ病及び結核病の清浄化確認サーベイランスの検査に要する費用を支援した

#### 2. 家畜生産農場清浄化支援対策事業（定款第4条第5号）

##### （1）疾病清浄化支援対策

###### ①牛白血病（EBL）対策

EBLの感染拡大防止対策を行うための資料を作成し配布した

###### ②牛ウイルス性下痢・粘膜病（BVD-MD）対策

BVD-MDの持続感染牛（PI牛）のとう汰費用、ワクチン接種費用を支援した

##### （2）農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策

吸血昆虫媒介疾病の予防のためのワクチン接種（アカバネ病）を行い発生予防の徹底を図った

アカバネ病ワクチン10,109頭（実績）

#### 3. 環境保全型畜産確立推進事業（定款第4条第6号）

畜産経営による環境汚染問題及び堆きゅう肥の利用促進についての一体的・総合的な指導體制を整備するとともに、堆きゅう肥の需給調整・畜産環境保全のための取り組みを支援することにより、環境に配慮した資源循環型の畜産経営を育成した

##### （1）畜産環境保全研修会の開催

##### （2）堆きゅう肥流通促進に係る検討会の開催及び調査

##### （3）畜産環境保全・堆きゅう肥利用促進の普及啓発活動

#### 4. ASF侵入防止緊急支援事業（定款第4条第5号）

県内の養豚業を維持するためには、本病に関する予防及びまん延防止のために国が行う対策に加え、養豚農場に国の補助により、野生動物侵入防止用の

柵を整備し、本病が県下に侵入した場合であっても、その農場への侵入を防止できる体制を確保した

5. 豚コレラ・アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業（定款第4条第5号）

県内の養豚業を維持するためには、本病に関する予防及びまん延防止のために国が行う対策に加え、養豚農場に県の補助により、野生動物侵入防止用の柵を整備し、本病が県下に侵入した場合であっても、その農場への侵入を防止できる体制を確保した

6. 馬飼養衛生管理特別対策事業（定款第4条第6号）

競走馬以外の肥育用・農用・乗用馬等の飼養については、多種多様な形態がありその飼養衛生管理環境は脆弱化しつつある。一方、馬の生産・流通の国際化により感染症の流行の危険性があることから、飼養衛生管理体制の総合的な整備を図った

- (1) 馬飼養衛生管理体制整備委員会の開催
- (2) 馬飼養衛生管理技術講習会の開催
- (3) 馬獣医療実態・技術指導の実施

7. 馬伝染性疾病防疫推進対策事業（馬防疫強化地域推進対策事業）  
（定款第4条第5号）

競走馬以外の乗用馬等に対する馬インフルエンザのワクチン接種の推進、馬飼養衛生状況等の知識の普及啓発を行った

馬インフルエンザワクチン接種 204頭

8. 家畜防疫・衛生指導対策事業（定款第4条第5号、第6号）

家畜伝染病の発生予防、まん延防止等を確実かつ効率的なものとするため、国家防疫措置に併せて、県内における重要な家畜疾病を対象とした防疫演習、馬伝染性貧血防疫等の自衛防疫活動を推進するとともに、家畜衛生の向上と家畜・畜産物の安全性を確保する上で重要なツールである農場HACCP認証に必要な農場での構築指導等、家畜衛生対策を総合的に実施した

9. 野生獣衛生体制整備推進確立対策事業（定款第4条第5号）

中山間地域における野生獣被害低減対策等を支援するため、畜産分野での情報発信体制の構築・整備、野生獣の衛生実態調査を行った

#### 10. 家畜衛生対策事業（定款第4条第6号）

##### （1）鶏病予防普及啓発指導

鶏病予防とその啓発を行った

##### （2）衛生指導対策

地域における衛生指導対策を行った

#### 4 畜産に対する理解増進に関する事業（公4）

##### 1. 地域畜産理解増進事業（定款第4条第10号）

畜産物の生産現場や畜産の果たしている役割等に対する消費者の理解を得る環境づくりを行った

なお、都市と農村の交流を図るため関係機関と連携した畜産ふれあい体験等は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施を見合わせた

##### 2. 馬事・畜産普及啓発事業（定款第4条第10号）

県産畜産物のPRや消費拡大のため、園田・姫路競馬場において県産畜産物の名称を付した冠競走、畜産フェアを実施した

なお、競馬観戦ツアーは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施を見合わせた

##### 3. ひょうご畜産物のブランド強化事業（定款第4条第10号）

県産畜産物ブランドの生産及び消費拡大を図るため、生産者及び関係団体と連携してPR活動等を実施した

##### （1）協議会の開催

##### （2）畜産物紹介用パンフレットの作成

##### （3）消費拡大キャンペーン等の開催

#### 5 共通事業（公共通）

##### 1. 「畜産兵庫」の編集（定款第4条第7号）

畜産生産者、関係機関・団体職員をはじめ一般読者に対して、全農兵庫が発行する畜産に関する情報誌「畜産兵庫」の編集業務を行った

##### 2. 地域畜産振興事業（定款第4条第1号、第5号、第6号）

県内畜産業の振興を図るための諸事業を円滑に実施するため、事業実施者及び畜産経営者に対して事業の周知並びに情報の提供を行うとともに、事業の適正な実施を図るための支援を行った

### Ⅲ 収益事業等（その他の事業）

#### 1 会員が行う畜産に関する業務の指導に関する事業（他1）

##### 1. 畜産関係団体調整機能強化事業（定款第5条第12号）

畜産の仲間づくりを行うため、県内の畜産に携わる女性ネットワークや後継者組織の育成のため会議を開催した

#### 2 畜産経営の安定のための相互扶助に関する事業（他2）

##### 1. 家畜防疫互助基金造成等支援事業（定款第5条第5号）

口蹄疫やCSF（豚熱）等の海外悪性伝染病の侵入に備え、生産者自らが積み立てを行い、発生時の損害を互助補償する仕組みに国が補助し、発生時の防疫活動の推進を図った

契約戸数287戸 契約頭数55,520頭（牛41,514頭、豚14,006頭）

#### 3 登録業務の代行に関する事業（他3）

##### 1. 家畜登録業務等事業（定款第4条第11号）

（1）家畜登録・登記に関する業務

（2）家畜改良情報の収集・提供

##### 2. 農場認証等事業（定款第4条第1号、第8号）

（1）農場認証・登録等に関する指導

（2）情報の収集・提供

### Ⅳ 附属明細書

特記すべき事項なし